

教高第1785号

平成26年2月28日

各 教 育 局 長
各 道 立 高 等 学 校 長 様
北海道登別明日中等教育学校長

北海道教育委員会教育長

北海道立高等学校教育課程編成基準の一部改正について（通達）

北海道立高等学校教育課程編成基準（平成23年3月10日教育委員会決定）の一部を別記のとおり改正し、平成26年4月1日から施行しますので、取扱いに当たっては適切に行うようにしてください。

〔学校教育局高校教育課普通教育指導グループ〕
〔学校教育局高校教育課産業教育指導グループ〕

別記

北海道立高等学校教育課程編成基準の一部改正について

(平成 26 年 2 月 28 日教育委員会決定)

北海道立高等学校教育課程編成基準（平成 23 年 3 月 10 日教育委員会決定）の一部を次のように改正する。

別記 1 の 2 中 (14) を (15) とし、(13) を (14) とし、(12) の次に次のように加える。

(13) 建築・土木科

建築や土木に関する基礎的・基本的な知識と技術を習得させ、建築業及び建設業並びにこれらに関わる業務に従事する技術者として必要な能力と実践的な態度を育てる。

各教育局長
各道立学校長 様

教育長

学校教育法施行規則の一部改正に伴う関係教育委員会規則の整備に関する教育委員会規則の
施行について（通達）

本日、学校教育法施行規則の一部改正に伴う関係教育委員会規則の整備に関する教育委員会規則（平成26年北海道教育委員会規則11号）が公布され、平成26年4月1日から施行されることとなりました。

この規則は、道立学校の運営に関する規定について、所要の整備を行うため、北海道立高等学校学則（昭和26年北海道教育委員会規則第8号）、北海道立学校管理規則（昭和32年北海道教育委員会規則第1号）、北海道立特別支援学校学則（昭和55年北海道教育委員会規則第5号）、北海道有朋高等学校学則（昭和55年北海道教育委員会規則第8号）、北海道立中等教育学校学則（平成18年北海道教育委員会規則第14号）並びに北海道高等盲学校附属理療研修センター規則（平成6年北海道教育委員会規則第8号）の一部を改正したものであって、その内容及び留意事項は次のとおりですので、その取扱いに当たっては適切に行ってください。

記

1 改正内容

- (1) 学校教育法施行規則の一部改正により、学校を設置する地方公共団体の教育委員会が必要と認める場合は、土曜日等に授業を実施することが可能であることが明確にされたことから、校長が、休業日を授業日とすることができる場合を「教育上特に必要のあると認めるとき」を「教育上必要のあると認めるとき」に改められたこと。
- (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日を授業日とすることができることとされたこと。
ただし、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例の規定により、休日に教育職員に勤務を命ずることのできる場合が限定されていることから、休日に授業を行おう場合は留意すること。
- (3) 休業日を授業日とし、他の授業日を休業日としない場合については、あらかじめ教育委員会へ届け出ることとされたこと。

2 留意事項

- (1) 土曜日等に授業を実施する場合の内容や頻度等については、土曜日等の教育、スポーツ活動等の状況など学校や地域の実情、児童生徒の負担等も踏まえながら、校長において適切に判断する必要があること。
なお、現在、道教委では高等学校の指定校による調査研究を行っているところであることから、当該調査研究事業の実施期間中は、土曜授業を実施する場合、調査研究事業の指定校に指定される必要があること。
- (2) 学校、家庭及び地域の三者が互いに連携し、役割分担しながら社会全体で子供を育てるという基本理念は引き続き重要であり、土曜日等に授業を行う場合には、児童生徒の発達段階を踏まえつつ、例えば、地域と連携した体験活動を行ったり、豊富な知識・経験を持つ社会人等の外部人材の協力を得たりするなど、土曜日等に実施することの利点を生かした工夫を行うこと。
- (3) 土曜日等授業を実施する場合には、保護者や関係機関等の協力を得ながら、児童生徒の登下校時の安全確保について適切な対応を図ること。
- (4) 土曜日等の教育環境の充実のために教職員が土曜日等に勤務をする場合には、週休日の振替等を確実にを行うなど適切に対応すること。
- (5) 土曜日等の授業の実施は、子供たちの土曜日等における教育環境の充実を図るための方策の一つとして位置付けられるものであり、土曜日等の授業のほか、地域における多様な学習、文化やスポーツ、

体験活動等の機会の充実等により、総合的な観点から子供たちの土曜日等の教育環境の充実に取り組むことが期待されること。

(6) 教育職員については、休日における正規の勤務時間中に勤務を命ずる場合は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例第7条第2項の各号に規定される業務に限定されることから、休日を授業日にするに当たっては「生徒の実習」「学校行事」に限られるので留意すること。

(7) 休日を授業日にする場合は、職員について代休日の指定の措置を講ずること。

なお、北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例により、休日の全勤務時間について勤務を命じた場合に代休日の指定を行うこととされているので、休日を授業日にする場合は、全勤務時間について勤務を命じ、代休日の措置が可能となるようにすること。

学校教育局 高校教育課 学校制度グループ
学校教育局 特別支援教育課 企画・振興グループ

教高第 4 1 3 号

平成 26 年 6 月 9 日

各 教 育 局 長
各 道 立 高 等 学 校 長
北海道登別明日中等教育学校長 様
関係道立特別支援学校長

北海道教育委員会教育長

「道立学校の教科書（中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部において使用する教科書を除く。）の採択に関する実施要綱」の施行について（通達）

北海道立学校管理規則（昭和32年北海道教育委員会規則）の一部改正に伴い、別記のとおり、「道立学校の教科書（中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部において使用する教科書を除く。）の採択に関する実施要綱」を定めたので、今後は、この要綱に基づき、使用する教科書の選定等を適切に行ってください。

なお、『道立学校の教科書（盲学校、聾^{ろう}学校又は養護学校の小学部及び中学部において使用する教科書を除く。）の採択に関する実施要綱』について」（平成 14 年 6 月 7 日付け教高第 3017 号北海道教育庁生涯学習部長通知）は、廃止します。

（学校教育局高校教育課普通教育指導グループ）

（学校教育局特別支援教育課学校教育指導グループ）

道立学校の教科書（中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び
中学部において使用する教科書を除く。）の採択に関する実施要綱

（平成26年6月2日教育長決定）

（趣旨）

第1条 この要綱は、北海道立学校管理規則第23条及び第45条の規定に基づき、道立学校において使用する教科書（中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部において使用する教科書を除く。）の採択に関し、必要な事項を定めるものとする。

（選定委員会の設置）

第2条 校長は、教科書の選定に当たっては、校内に教科書選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置するものとする。

（選定委員会の組織及び会議）

第3条 選定委員会は、当該学校の副校長又は教頭及び教諭のうちから校長が命じた委員で構成するものとする。

2 選定委員会の委員長は、原則として、副校長又は教頭とする。

3 選定委員会は、校長が招集し、委員長が主宰する。

（選定委員会の推薦）

第4条 選定委員会は、別記1「教科書採択に関する基本方針」及び別記2「教科書採択に関する観点」などに基づき、学校において使用する教科書を選定し、理由を付して校長に推薦するものとする。

（選定及び教育長への報告）

第5条 校長は、選定委員会の推薦を参考に、別記1「教科書採択に関する基本方針」及び別記2「教科書採択に関する観点」などに基づき、学校において使用する教科書を選定し、教育長に選定結果を報告するものとする。

（採択）

第6条 教育長は、校長からの教科書選定結果報告を受け、別記1「教科書採択に関する基本方針」及び別記2「教科書採択に関する観点」に基づき、教科書の採択を行うものとする。

（雑則）

第7条 この要綱に定めるもののほか、教科書の採択に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成26年6月9日から施行する。

2 道立学校の教科書（盲学校、聾^{ろう}学校又は養護学校の小学部及び中学部において使用する教科書を除く。）の採択に関する実施要綱（平成14年6月7日教育長決定）は、廃止する。

別記 1

教科書採択に関する基本方針

- 1 北海道教育委員会は、各年度に文部科学省が発行する「高等学校用教科書目録」に記載されているものの中から、種目（教科・科目）ごとに適切な教科書を採択すること。

- 2 各学校においては、各年度に文部科学省が発行する「高等学校用教科書目録」に記載されているものの中から、次の点に留意して使用する教科書を選定すること。
 - (1) 教科書の調査・研究を十分に行うこと。
 - (2) 各学校の教育目標や教育課程との整合性を図ること。
 - (3) 課程や学科の特色、生徒の実態等に十分に配慮すること。
 - (4) 教科書選定の公正確保について、万全を期すこと。
 - (5) 教科書の選定に当たって、過大な宣伝行為その他外部からの不当な影響等により問題が生じた場合には、速やかに北海道教育委員会に報告の上、北海道教育委員会と連携を図り、適切に対処すること。
 - (6) 対外的に選定の理由等を説明できるよう、教科書の選定に関する資料を整備・保存しておくこと。

別記 2

教科書採択に関する観点

1 内容の取扱いについて

- (1) 地域や学校、課程や学科の特色及び生徒の実態に即しているか。
- (2) 身近な内容が取り上げられるなど、生徒の興味・関心に配慮されているか。
- (3) 内容相互の関連が図られているか。
- (4) 特定の事象、事項及び分野に偏ることなく、全体として調和がとれているか。

2 単元の構成、配列及び分量について

- (1) 自主的・自発的な学習ができるよう構成されているか。
- (2) 学習が効果的に進められるよう配列されているか。
- (3) 教育課程における単位数に照らして分量が適切であるか。

3 その他

- (1) 基礎的・基本的な力を育成するために、創意工夫がされているか。
- (2) 発展的な学習展開に対する配慮がされているか。
- (3) 図表や写真、資料等の配置、選択及び分量が適切であるか。
- (4) 写真や活字など印刷の鮮明度や見やすさに配慮されているか。

平成26年6月9日

各 教育局長 様
各道立学校長

北海道教育委員会教育長

準教科書及び教材の選定・届出について（通達）

北海道立学校管理規則（昭和32年北海道教育委員会規則第1号）第23条、第24条及び第25条の規定に基づく準教科書及び教材の選定並びに届出の手續を別記のとおり定めたので、選定等を適切に行ってください。

また、この手續を定めた関係通達等は下記のとおりですので、これらに十分配慮してください。

なお、昭和55年8月8日付教高第3072号「準教科書及び教材の採択・届出について」当職通達は、廃止します。

記

1 関係通達等

- (1) 昭和39年3月30日付39教学第107号「学校における補助教材の取り扱いなどについて」当職移達
- (2) 昭和41年3月30日付41教学第3011号「学校における補助教材の取り扱いについて」当職通知
- (3) 昭和44年11月27日付44教学第3125号「学校における補助教材の取り扱いについて」当職通達
- (4) 平成元年3月15日付教高第3026号「学校における補助教材の取扱いについて」学校教育部長通知
- (5) 平成8年1月18日付教学教第3088号「学校における補助教材の取扱いについて」生涯学習部長通知

(学校教育局高校教育課普通教育指導グループ)

(学校教育局特別支援教育課学校教育指導グループ)

別記

準教科書及び教材の選定・届出の手續

1 取扱いの原則

準教科書及び教材の選定・届出については、法令等の定めによるほか、この手續によること。

2 用語の意義

(1) 準教科書

教科書の発行されていない教科又は科目において、主たる教材として使用する教科用図書（特別支援学校の小学部及び中学部並びに中等教育学校の前期課程で使用する教科用図書を除く。）をいうこと。

(2) 教材

教科書及び準教科書以外のもので、指導計画に基づいて行う教育活動において児童・生徒に使用させる図書その他の補助教材（問題集・ワークブック、進路の手引等を含む。）をいうこと。

3 選定

(1) 準教科書及び教材の選定に当たっては、次の点に留意すること。

- ア 学習指導要領に準拠していること。
- イ 教育課程に位置付けられていること。
- ウ 内容や表現が正確、適切であること。
- エ 政治や宗教に関する取扱いが中正であること。
- オ 分量が適当であること。
- カ 保護者の経済的負担が過重とならないこと。

(2) 前記各項目について調査研究させるため、校内に、担当教員で構成する「教材調査委員会」等を設けるなどの方策を講ずること。

(3) 選定に当たっては、教育計画に基づいて前年度中に検討を行い、原則として年度の途中における選定は行わないように配慮すること。

4 届出

(1) 北海道立学校管理規則第24条及び第25条の規定に基づき、校長があらかじめ教育長に届け出なければならないものは、次のとおりであること。

- ア 選定しようとする全ての準教科書
- イ 選定しようとする教材のうち、次の各項に該当するもの
 - (ア) 学年、学級又は特定集団の児童・生徒の全員に使用させるもの
 - (イ) 学校が定める指導計画に基づき、継続して使用させるもの

(2) 届出は次により行うこと。

- ア 届出は別記様式によること。
- イ 届出は原則として、毎年3月末日までに、所轄の教育局長を経由して行うこと。
なお、やむを得ず年度の途中において選定しようとする場合には、使用する日の1か月前までに届け出なければならないこと。
- ウ 準教科書及び教材を新しく選定しようとする場合において、必要により実物見本を求めることがあるので、この場合には、実物見本の2部（高校教育課長又は特別支援教育課長1部、所轄教育局長1部）を提出すること。

別記様式

第 号
年 月 日

北海道教育委員会教育長 様

北海道 学校長 氏名

準教科書（教材）使用届
別紙記載の準教科書（教材）を使用したいので、届け出ます。

